



県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 9 月 27 日 (金) 第 9736 号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	2
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	8
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (会計課)	8
○群馬県財務規則の一部を改正する規則 (同)	9
告 示	
○証紙代金収納計器の指定の告示の一部改正 (税務課)	11
○証紙代金収納計器取扱者の指定の告示の一部改正 (同)	11
○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正 (同)	11
○水防法の規定による洪水浸水想定区域等 (河川課)	12
○群馬県景観条例第 20 条第 2 号に規定する区域指定 (都市計画課)	12
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正 (会計課)	12
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正 (同)	13
公 告	
○都市計画公園の変更に係る縦覧 (都市計画課)	13
○開発工事の完了 (建築課)	13
人事委員会規則	
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	15
公安委員会規則	
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (警務課)	16
警察本部告示	
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 (警務課)	16
落 札	
○落札者等の決定 (警察本部会計課)	16

第67号様式(規格A4)

表

法人の県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・更正・決定 通知兼納付告知書
 法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に係る加算金額決定 通知兼納付告知書
 (県税条例第46条及び第56条第1項の規定による通知書及び地方税法第13条第1項の規定による通知書)

(所在地) 年 月 日
 (法人名) 様 群馬県 事務所長 印
 (法人番号) 様

第1項の規定により、次のとおり更正・決定・加算金額決定しましたから通知します。
 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第24項 第25項 第26項 第27項 第28項 第29項 第30項 第31項 第32項 第33項 第34項 第35項 第36項 第37項 第38項 第39項 第40項 第41項 第42項 第43項 第44項 第45項 第46項 第47項 第48項 第49項 第50項 第51項 第52項 第53項 第54項 第55項 第56項 第57項 第58項 第59項 第60項 第61項 第62項 第63項 第64項 第65項 第66項 第67項 第68項 第69項 第70項 第71項 第72項 第73項 第74項 第75項 第76項 第77項 第78項 第79項 第80項 第81項 第82項 第83項 第84項 第85項 第86項 第87項 第88項 第89項 第90項 第91項 第92項 第93項 第94項 第95項 第96項 第97項 第98項 第99項 第100項 第101項 第102項 第103項 第104項 第105項 第106項 第107項 第108項 第109項 第110項 第111項 第112項 第113項 第114項 第115項 第116項 第117項 第118項 第119項 第120項 第121項 第122項 第123項 第124項 第125項 第126項 第127項 第128項 第129項 第130項 第131項 第132項 第133項 第134項 第135項 第136項 第137項 第138項 第139項 第140項 第141項 第142項 第143項 第144項 第145項 第146項 第147項 第148項 第149項 第150項 第151項 第152項 第153項 第154項 第155項 第156項 第157項 第158項 第159項 第160項 第161項 第162項 第163項 第164項 第165項 第166項 第167項 第168項 第169項 第170項 第171項 第172項 第173項 第174項 第175項 第176項 第177項 第178項 第179項 第180項 第181項 第182項 第183項 第184項 第185項 第186項 第187項 第188項 第189項 第190項 第191項 第192項 第193項 第194項 第195項 第196項 第197項 第198項 第199項 第200項 第201項 第202項 第203項 第204項 第205項 第206項 第207項 第208項 第209項 第210項 第211項 第212項 第213項 第214項 第215項 第216項 第217項 第218項 第219項 第220項 第221項 第222項 第223項 第224項 第225項 第226項 第227項 第228項 第229項 第230項 第231項 第232項 第233項 第234項 第235項 第236項 第237項 第238項 第239項 第240項 第241項 第242項 第243項 第244項 第245項 第246項 第247項 第248項 第249項 第250項 第251項 第252項 第253項 第254項 第255項 第256項 第257項 第258項 第259項 第260項 第261項 第262項 第263項 第264項 第265項 第266項 第267項 第268項 第269項 第270項 第271項 第272項 第273項 第274項 第275項 第276項 第277項 第278項 第279項 第280項 第281項 第282項 第283項 第284項 第285項 第286項 第287項 第288項 第289項 第290項 第291項 第292項 第293項 第294項 第295項 第296項 第297項 第298項 第299項 第300項 第301項 第302項 第303項 第304項 第305項 第306項 第307項 第308項 第309項 第310項 第311項 第312項 第313項 第314項 第315項 第316項 第317項 第318項 第319項 第320項 第321項 第322項 第323項 第324項 第325項 第326項 第327項 第328項 第329項 第330項 第331項 第332項 第333項 第334項 第335項 第336項 第337項 第338項 第339項 第340項 第341項 第342項 第343項 第344項 第345項 第346項 第347項 第348項 第349項 第350項 第351項 第352項 第353項 第354項 第355項 第356項 第357項 第358項 第359項 第360項 第361項 第362項 第363項 第364項 第365項 第366項 第367項 第368項 第369項 第370項 第371項 第372項 第373項 第374項 第375項 第376項 第377項 第378項 第379項 第380項 第381項 第382項 第383項 第384項 第385項 第386項 第387項 第388項 第389項 第390項 第391項 第392項 第393項 第394項 第395項 第396項 第397項 第398項 第399項 第400項 第401項 第402項 第403項 第404項 第405項 第406項 第407項 第408項 第409項 第410項 第411項 第412項 第413項 第414項 第415項 第416項 第417項 第418項 第419項 第420項 第421項 第422項 第423項 第424項 第425項 第426項 第427項 第428項 第429項 第430項 第431項 第432項 第433項 第434項 第435項 第436項 第437項 第438項 第439項 第440項 第441項 第442項 第443項 第444項 第445項 第446項 第447項 第448項 第449項 第450項 第451項 第452項 第453項 第454項 第455項 第456項 第457項 第458項 第459項 第460項 第461項 第462項 第463項 第464項 第465項 第466項 第467項 第468項 第469項 第470項 第471項 第472項 第473項 第474項 第475項 第476項 第477項 第478項 第479項 第480項 第481項 第482項 第483項 第484項 第485項 第486項 第487項 第488項 第489項 第490項 第491項 第492項 第493項 第494項 第495項 第496項 第497項 第498項 第499項 第500項 第501項 第502項 第503項 第504項 第505項 第506項 第507項 第508項 第509項 第510項 第511項 第512項 第513項 第514項 第515項 第516項 第517項 第518項 第519項 第520項 第521項 第522項 第523項 第524項 第525項 第526項 第527項 第528項 第529項 第530項 第531項 第532項 第533項 第534項 第535項 第536項 第537項 第538項 第539項 第540項 第541項 第542項 第543項 第544項 第545項 第546項 第547項 第548項 第549項 第550項 第551項 第552項 第553項 第554項 第555項 第556項 第557項 第558項 第559項 第560項 第561項 第562項 第563項 第564項 第565項 第566項 第567項 第568項 第569項 第570項 第571項 第572項 第573項 第574項 第575項 第576項 第577項 第578項 第579項 第580項 第581項 第582項 第583項 第584項 第585項 第586項 第587項 第588項 第589項 第590項 第591項 第592項 第593項 第594項 第595項 第596項 第597項 第598項 第599項 第600項 第601項 第602項 第603項 第604項 第605項 第606項 第607項 第608項 第609項 第610項 第611項 第612項 第613項 第614項 第615項 第616項 第617項 第618項 第619項 第620項 第621項 第622項 第623項 第624項 第625項 第626項 第627項 第628項 第629項 第630項 第631項 第632項 第633項 第634項 第635項 第636項 第637項 第638項 第639項 第640項 第641項 第642項 第643項 第644項 第645項 第646項 第647項 第648項 第649項 第650項 第651項 第652項 第653項 第654項 第655項 第656項 第657項 第658項 第659項 第660項 第661項 第662項 第663項 第664項 第665項 第666項 第667項 第668項 第669項 第670項 第671項 第672項 第673項 第674項 第675項 第676項 第677項 第678項 第679項 第680項 第681項 第682項 第683項 第684項 第685項 第686項 第687項 第688項 第689項 第690項 第691項 第692項 第693項 第694項 第695項 第696項 第697項 第698項 第699項 第700項 第701項 第702項 第703項 第704項 第705項 第706項 第707項 第708項 第709項 第710項 第711項 第712項 第713項 第714項 第715項 第716項 第717項 第718項 第719項 第720項 第721項 第722項 第723項 第724項 第725項 第726項 第727項 第728項 第729項 第730項 第731項 第732項 第733項 第734項 第735項 第736項 第737項 第738項 第739項 第740項 第741項 第742項 第743項 第744項 第745項 第746項 第747項 第748項 第749項 第750項 第751項 第752項 第753項 第754項 第755項 第756項 第757項 第758項 第759項 第760項 第761項 第762項 第763項 第764項 第765項 第766項 第767項 第768項 第769項 第770項 第771項 第772項 第773項 第774項 第775項 第776項 第777項 第778項 第779項 第780項 第781項 第782項 第783項 第784項 第785項 第786項 第787項 第788項 第789項 第790項 第791項 第792項 第793項 第794項 第795項 第796項 第797項 第798項 第799項 第800項 第801項 第802項 第803項 第804項 第805項 第806項 第807項 第808項 第809項 第810項 第811項 第812項 第813項 第814項 第815項 第816項 第817項 第818項 第819項 第820項 第821項 第822項 第823項 第824項 第825項 第826項 第827項 第828項 第829項 第830項 第831項 第832項 第833項 第834項 第835項 第836項 第837項 第838項 第839項 第840項 第841項 第842項 第843項 第844項 第845項 第846項 第847項 第848項 第849項 第850項 第851項 第852項 第853項 第854項 第855項 第856項 第857項 第858項 第859項 第860項 第861項 第862項 第863項 第864項 第865項 第866項 第867項 第868項 第869項 第870項 第871項 第872項 第873項 第874項 第875項 第876項 第877項 第878項 第879項 第880項 第881項 第882項 第883項 第884項 第885項 第886項 第887項 第888項 第889項 第890項 第891項 第892項 第893項 第894項 第895項 第896項 第897項 第898項 第899項 第900項 第901項 第902項 第903項 第904項 第905項 第906項 第907項 第908項 第909項 第910項 第911項 第912項 第913項 第914項 第915項 第916項 第917項 第918項 第919項 第920項 第921項 第922項 第923項 第924項 第925項 第926項 第927項 第928項 第929項 第930項 第931項 第932項 第933項 第934項 第935項 第936項 第937項 第938項 第939項 第940項 第941項 第942項 第943項 第944項 第945項 第946項 第947項 第948項 第949項 第950項 第951項 第952項 第953項 第954項 第955項 第956項 第957項 第958項 第959項 第960項 第961項 第962項 第963項 第964項 第965項 第966項 第967項 第968項 第969項 第970項 第971項 第972項 第973項 第974項 第975項 第976項 第977項 第978項 第979項 第980項 第981項 第982項 第983項 第984項 第985項 第986項 第987項 第988項 第989項 第990項 第991項 第992項 第993項 第994項 第995項 第996項 第997項 第998項 第999項 第1000項

なお、不足税額等は、指定納期限までに同封の納付書によって納めてください。

事業年度	年月日から年月日まで		施行(処理)	年月日	
県税等の処理内訳	処理区分		処理区分		
	申告年月日	(確定年月日)	所得金額	円	
	期限延長	(県民税・事業税・特別税年月日)	法人税額	円	
	更正・決定等の理由		増加所得	重加対象所得	円
				過少対象所得	円
				正当増差所得	円

事業税・特別法人事業税・地方法人特別税				県民税			
摘要	課税標準	税率(%)	税額	摘要	金額		
総額	所得金額	円	/	更正・決定の金額	課税標準の総額	円	
	付加価値額			課税標準	課税標準	円	
	資本金等の額			税率	税率	%	
	収入金額			税額	税額	円	
更正・決定の金額	所得金額	年万円以下		法人税割額	道府県民税の特定寄附金税額控除額	円	
		年万円超 万円以下			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	
		年万円超			外国の法人税等の額の控除額	円	
		計(33+34+35)			仮装経理に基づく控除額	円	
		軽減税率不適用法人			利子割額の控除額(24)	円	
	付加価値額	付加価値額			差引額(3-4-5-6-7-8)	円	
		資本金等の額			既に納付の確定した税額	円	
		収入金額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	
		合計(36又は37+38+39+40)			清算所得等の額	円	
					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(27)	円	
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			差引法人税割額(9-10-11-12+13)	円			
事業税の特定寄附金税額控除額			均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月		
仮装経理に基づく控除額等				円×15/12	円		
既に納付の確定した額			既に納付の確定した額	円			
租税条約の実施に係る等			差引均等割額(15-17)	円			
差引(41-42-43-44-45)税額			合計(14+18)	円			
仮装経理に伴う繰越控除申告等			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除額	円			
再差引事業税額			租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額	円			
更正・決定の金額	特別法人事業税又は地方法人特別税の課税標準		差引県民税	円			
	税額(50) × %		利子割額	円			
仮装経理に基づく控除額			控除した額	円			
既に納付の確定した額			控除しきれなかった額(23-24)	円			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額等			既に還付を請求した額	円			
差引特別法人事業税額又は差引地方法人特別税額(51-52-53-54)			既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(26-25)	円			
仮装経理に基づく繰越控除申告等			差引控除不足額(25-26)	円			
再差引特別法人事業税額				円			
再差引地方法人特別税額				円			
合計事業税・特別法人事業税・地方法人特別税(49+57)				円			

納付すべき加算金額							
過少申告加算金	対象税額	率(%)	加算金	不申告加算金	対象税額	率(%)	加算金
(通常分)	円		円	(通常分)	円		円
(加重分)				(加重分)			
(小計)			59	(小計)			60
重加算金				61			

分割基準	事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	税額	総数	(1)	(2)	県民税	総数	
			本県分	(1)	(2)		本県分	
延滞金の控除期間	事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	税額	期間	年月日		県民税	期間	年月日
				年月日				年月日
指定納期限	合計(22-23+59+60+61)							
納付場所	群馬県指定金融機関(群馬銀行)・群馬県指定代理金融機関・群馬県収納代理金融機関・郵便局(群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局)・行政県税事務所							

第六十七号様式裏備考中「及び」の次に「特種法人事業継続又は」を加える。
第七十一号様式から第七十三号様式までを次のように改める。

第71号様式(規格A4)

申告書の提出期限の延長の承認通知書(法人用)	
	年 月 日
	群馬県 事務所長 印
年 月 日付にて	
<p style="margin: 0;">第2項(同法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用す 第3項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。) 地方税法第72条の25 第4項(同法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用す 第5項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。) 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条 廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条 る場合を含む。)</p> <p style="margin: 0;">る場合を含む。)の規定により申請のあつた 年 月 日から 年 月 日までの事</p> <p style="margin: 0;">業年度分^のから事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税申告書の提出期限については、申請どおり承認したので通知します。</p>	

第72号様式(規格A4)

申告書の提出期限の延長申請却下通知書

年 月 日

様

群馬県 事務所長 印

年 月 日付けて

地方税法第72条の25
 第2項(同法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用す
 第3項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)
 第4項(同法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用す
 第5項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)
 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条
 廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条
 る場合を含む。)
 る場合を含む。)の規定により申請のあつた 年 月 日から 年 月 日までの事
 業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限については、
 第24条の3第2項
 地方税法施行令 第24条の4第5項 の規定により却下したので通知します。
 第24条の4の2
 第24条の4の3第2項
 (却下の理由)

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもつて審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を經由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第73号様式(規格A4)

法人の県民税・事業税に係る申告書の提出期限の延長の承認等の通知書	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 様</p> <p style="text-align: right;">群馬県 事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">第24条の3第6項 第24条の4第6項 第24条の4の2 第24条の4の3第3項</p> <p>地方税法第53条第42項及び地方税法施行令の規定により次のとおり通知します。</p>	
所在地及び電話番号	〒 (局番)
(ふりがな) 法人名	
法人番号	
(ふりがな) 代表者	
経理責任者	
資本金の額 又は出資金の額	円
法人税に係る処分等の届出	<p>年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 法人税の確定申告書の提出 連結事業年度分 から 法人税の連結確定申告書の提出</p> <p>下記のとおり延長の処分がありました。 下記のとおり指定に係る月数が変更されました。 その延長の処分が取り消されました。 その適用を受けることをやめました。 下記のとおり延長の処分を受けている連結親法人と連結して法人税を納める承認があつたものとみなされました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(確定申告書・連結確定申告書の提出期限の延長期間) 月間 (変更後の指定に係る月数) 月間</p>
事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る承認等	<p>年 月 日から 年 月 日までの事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長については、</p> <p>第2項(同法第72条の25第6項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。) 第3項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。) 第4項(同法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合を含む。) 第5項(同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条 廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条 下記のとおり指定に係る月数を変更しました。 その延長の処分を取り消しました。 その適用を受けることをとりやめる旨の届出がありました。</p> <p>含む。)</p> <p>含む。)の規定により下記のとおり承認しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(承認をした提出期限) 月間 (変更後の指定に係る月数) 月間</p>
連結親法人の所在地及び電話番号	〒 (局番)
(ふりがな) 連結親法人の名称	

第七十六号の二の六様式及び第七十六号の二の七様式中

事業税額計
地方法人特別税

「事業税額計
特別法人事業税又は
地方法人特別税」
を
に改める。

第七十六号の二の八様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改める。

第七十六号の二の九様式及び第七十六号の二の十様式中

事業税額計
地方法人特別税

「事業税額計
特別法人事業税又は
地方法人特別税」
を
に改める。

第五十号様式中「(車両番号)」を削り、「、自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し」を「又は自動車検査証の写し」に改める。

第五十二号様式中「、自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し」を「又は自動車検査証の写し」に「、身体障害者等のために」を「身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のために」に改める。

第五十三号様式中「、自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し」を「又は自動車検査証の写し」に「、精神障害者のために」を「精神障害者と生計を一にする者又は精神障害者のために」に改める。

第五十三号の二様式中「(車両番号)」を削り、「、自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し」を「又は自動車検査証の写し」に改める。

附則

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の四第一項第八号の改正規定（「第二百二十九条第一項」を「第四百七十七条の四第一項」に改める部分を除く。）並びに第二十一条の三第二項及び第二十一条の四第一項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日

- 二 第二十七条第一項、第二項及び第九項の改正規定並びに第六十四号様式及び第六十六号様式の改正規定 令和六年一月一日
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県税条例施行規則の規定により発せられ、又は提出されている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられ、又は提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十六号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成二十七年群馬県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第三項第二号中「第二百二十八条の自動車取得税」を「第百六十七条の環境性能割」に改め、同項第三号中「第百六十二条の自動車税」を「第百七十七条の十七の種別割」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第十一条又は第十四条第三項の規定により行う同法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百二十八条又は第百六十二条の減免に関する事務に係る個人番号又は特定個人情報利用については、改正後の第三条第三項第二号又は第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十七号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則（昭和四十一年群馬県規則第十三号）の一部を次のよ

うに改正する。
第五条第二項中「歳入科目」の下に「又は歳計外現金略科目(以下「歳入科目等」という。)」を加える。

第十条第一号中「一万分の三百二十四」を「一万分の三百三十」に改め、同条第二号中「一万分の百八」を「一万分の百十」に、「十万分の五百四十」を「十万分の五百五十」に改める。

第十五条第一項中「歳入」の下に「又は歳計外現金の受入れ」を加え、同条第三項中「群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)第二百二十三条第一項に規定する自動車取得税、同条例第四百七条第一項に規定する自動車税又は同条例第二百二十一条に規定する狩猟税」を「又は別表第一に掲げる県税」に改め、同条第四項中「調定」の下に「又は歳計外現金の受入決議(以下「調定等」という。)」を、「納入通知書」の下に「又は公金振替依頼票」を加える。

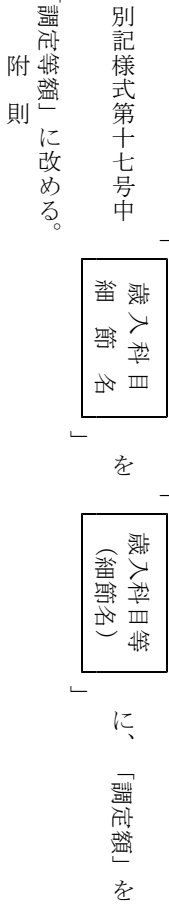
第十六条第一項中「前条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「同条第四項」を「同項」に改める。
第十七条第一項中「歳入に」を「歳入又は歳計外現金(以下「歳入等」という。)」に、「当該歳入」を「当該歳入等」に改め、同条第三項中「調定」を「調定等」に改める。

別表第一第一号の表県税の項中「群馬県条例」の下に「(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)」を加え、「規定する県税」を「規定する狩猟税」に改め、別表第二号の表を次のように改める。
二 自動車税証紙をもつて徴収する歳入等

県税	群馬県条例第四百七条第一項に規定する自動車税の環境性能割(地方税法附則第二十九条の九第一項の規定により、自動車税の環境性能割の徴収の例により徴収する軽自動車税の環境性能割を含む。)及び種別割
----	---

別記様式第三号中「歳入科目」を「歳入科目等」に、「調定額」を「調定額等」に改め、「歳計」の次に「又は歳計外現金略科目」を加える。

別記様式第十五号注を次のように改める。
注1 請求者(請求者が法人である場合は、代表者)が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することかできます。
注2 ※印の部分は、第14条第3項ただし書に規定する者(売りさばき人)が買戻しを請求する場合に記入する欄です。



- この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県収入証紙条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十八号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「歳入の徴収又は収納の委託」の下に「及び特定徴収金の収納の特例」を加え、「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第三章第五節の節名中「委託」の下に「及び特定徴収金の収納の特例」を加え、同節中第六十一条の次に次の一条を加える。

(特定徴収金の収納の特例)

第六十一条の二 知事又は地域機関等の長は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十七条の五の二に基づく特定徴収金の収納の事務については、地方税共同機構に行わせるものとする。

第六十九条第二号中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。
第九十三条第一項第三号中「及び名古屋事務所」を削る。

第一百零四条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金

八 軽自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る徴収金(以下これらを「軽自動車税環境性能割徴収金」という。)

第一百零七条第一項に次のただし書を加える。
ただし、軽自動車税環境性能割徴収金については、公金振替により繰り入れさせることができる。

第二百三十三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、既に物品管理者が供用(物品をその用途に応じて県において使用させることをいふ。以下同じ。)した物品の同条に規定する分類換においては、消耗品については、消耗品出納整理カードへの記録を省略することができる。

第二百三十八条第一項中「(物品をその用途に応じて県において使用させることをいふ。以下同じ。)」を削る。

第二百四十七条及び別表第六百八十八号の項中「債権現在額報告書」を「未調定債権現在額報告書」に改める。

別記様式第百八十八号中「債権現在額報告書」を「未調定債権現在額報告書」に改める。

別記様式第百八十八号中「債権現在額報告書」を「未調定債権現在額報告書」に改める。

この規則は、令和元年十月一日から施行する。
附則

■ 告 示

◎群馬県告示第139号

証紙代金収納計器の指定の告示(平成30年群馬県告示第279号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「第131条第1項」を「第147条の12第1項」に改める。

表中「第42条の6の2第2項」を「第42条の22第2項」に改める。

◎群馬県告示第140号

証紙代金収納計器取扱者の指定の告示(昭和47年群馬県告示第646号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「第132条第1項」を「第147条の15第1項」に改める。

◎群馬県告示第141号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

2の項の表前橋市の項中「平成34年5月15日」を「令和4年5月15日」に、「平成33年11月15日」を「令和3年11月15日」に、「平成35年7月31日」を「令和5年7月31日」に、「平成34年3月15日」を「令和4年3月15日」に改め、同表高崎市の項中「平成31年6月30日」を「令和元年6月30日」に、「平成34年8月16日」を「令和4年8月16日」に、「平成34年2月15日」を「令和4年2月15日」に、「平成26年10月1日から平成31年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和6年9月30日まで」に、「平成31年7月15日」を「令和元年7月15日」に、

特定非営利活動法人BalletNoah	平成25年5月1日から平成30年4月30日まで
特定非営利活動法人放射線医療国際協力推進機構	平成29年12月1日から平成34年11月30日まで

を

特定非営利活動法人放射線医療国際協力推進機構	平成29年12月1日から令和4年11月30日まで
特定非営利活動法人ヘルスプロモーションセンター	令和元年10月1日から令和

に改め、同表太田

6年9月30日まで

市の項中「平成31年11月15日」を「令和元年11月15日」に改め、同表藤岡市の項中「平成33年8月15日」を「令和3年8月15日」に改め、同表富岡市の項中「平成31年5月31日」を「令和元年5月31日」に改める。

◎群馬県告示第142号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、鐮川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課、群馬県高崎土木事務所、群馬県藤岡土木事務所及び群馬県富岡土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

なお、浸水想定区域の指定(平成29年群馬県告示第186号)は廃止する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第143号

群馬県景観条例(平成5年群馬県条例第37号)第20条第2号に規定する区域を次のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

利根郡みなかみ町の全域(既に指定されている区域を除く。)

◎群馬県告示第144号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

群馬県知事 山本 一 太

6の項(1)ア中「並びに地方法人特別税」を「、地方法人特別税」に改め、「地方法人特別税徴収金」という。)の次に「並びに特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金(以下「特別法人事業税徴収金」という。)」を加え、同項(1)オ中「並びに地方法人特別税徴収金」を「、地方法人特別税徴収金並びに特別法人事業税徴収金」に改め、同項(2)ウ中「地方法人特別税徴収金」の次に「及び特別法人事業税徴収金」を加え、同項(3)ア中「並びに地方法人特別税徴収金」を「、地方法人特別税徴収金、特別法人事業税徴収金並びに軽自動車税環境

性能割及び軽自動車税環境性能割に係る徴収金（以下「軽自動車税環境性能割徴収金」という。）に改め、同項(3)オ中「並びに地方法人特別税徴収金」を「、地方法人特別税徴収金並びに特別法人事業税徴収金」に改め、同項(4)ア中「並びに滞納処分」を「、滞納処分」に改め、「公売代金等」の次に「並びに歳計外現金（軽自動車税環境性能割徴収金に係るものに限る。）」を加え、同項(4)ウ中「、滞納処分」を「並びに滞納処分」に改め、「並びに地方法人特別税徴収金」を削り、同項(5)に次のように加える。

ウ 自動車税事務所における歳計外現金（地方法人特別税徴収金、特別法人事業税徴収金及び軽自動車税環境性能割徴収金に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務

◎群馬県告示第 145 号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成 19 年群馬県告示第 171 号）の一部を次のように改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 27 日

群馬県知事 山本 一 太

表行政県税事務所又は自動車税事務所の項委任事務の欄 1 中「並びに県税徴収金及び地方法人特別税徴収金」を「、特別法人事業税及び特別法人事業税に係る徴収金（以下「特別法人事業税徴収金」という。）並びに県税徴収金、地方法人特別税徴収金及び特別法人事業税徴収金」に改める。

■ 公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、みどり都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 9 月 27 日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 みどり都市計画公園 5・4・1 号 西鹿田グリーンパーク
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年 9 月 9 日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及びみどり市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年 9 月 27 日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字飯倉 2 4 1	佐波郡玉村町大字飯倉 2 4 1 番地 有限会社アル・ハスナインモータース 取締役 モハメドサージャードウ

2	佐波郡玉村町大字角淵字天神5071-6	佐波郡玉村町大字上茂木122番地8 コンフ ォールコート203号 桂川将史、桂川美紀
3	佐波郡玉村町大字角淵字稲荷4537-5	埼玉県本庄市前原二丁目8番6号 ベルテD2 02 田邊克実
4	佐波郡玉村町大字角淵字天神5258-1	前橋市野中町163番地4 メゾン・ボナール II203号 高橋秀紀

■ 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月二十七日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「所長(総務事務センター及び県民センターの所長並びに群馬県公立大学法人に勤務する所長に限る。)」を「所長(総務事務センター及び県民センターの所長並びに群馬県公立大学法人に勤務する所長に限る。)」に、「主監」を「主監(秘書課の主監を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和元年八月三十日から適用する。

■ 公安委員会規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

群馬県公安委員会委員長 金子正元

群馬県公安委員会規則第5号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(群馬県情報公開条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 群馬県情報公開条例施行規則(平成14年群馬県公安委員会規則第5号)第6条の2第1号及び第3号
- (2) 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成18年群馬県公安委員会規則第3号)第9条の2第1号及び第3号
(群馬県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第48条の6第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第3の5備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 警察本部告示

群馬県警察本部告示第1号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年9月27日

群馬県警察本部長 松坂規生

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 群馬県情報公開条例施行規程(平成16年群馬県警察本部告示第1号)第7条の2第1号及び第3号
- (2) 群馬県個人情報保護条例施行規程(平成18年群馬県警察本部告示第1号)第9条の2第1号及び第3号

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年9月27日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局(航空機局)定期検査更新整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋

市大手町一丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日 令和元年8月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額 38,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年7月9日
- 8 契約方法 総価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
